

アメリカ西海岸エリアにおけるプロモーションイベント開催業務委託 要求水準書

この仕様書は、山形市（以下、「本市」とする。）が目指すアメリカ西海岸エリアからのインバウンド誘客の促進に向けて、認知度向上・実送客に向けたプロモーションイベントの開催を委託するに当たり必要な事項を指示するものとする。

1 業務委託名

アメリカ西海岸エリアにおけるプロモーションイベント開催業務

2 履行場所

アメリカ合衆国、山形市ほか

3 契約期間

契約締結の日から令和8年9月30日

4 業務の目的

山形市が国際観光都市を目指す上で欠かせない重要な市場であるアメリカ西海岸エリアで、山形市の観光や文化を紹介するプロモーションイベント、現地関係機関・団体等へのプロモーション等を実施することで、山形市の認知度向上およびインバウンド誘客の促進を図ることを目的としている。

5 適用

本基本仕様書（以下「本仕様書」という。）は、本業務委託に適用する。

なお、本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、アメリカ西海岸エリアにおけるプロモーションイベント開催業務に係る公募型プロポーザル実施要領で定める条件等を踏まえるとともに、本業務委託に係る業務の実施にあたり、関係法令及び関連条例等の遵守を徹底すること。

6 業務内容

受託者は以下の業務を実施する、なお、内容の詳細は企画提案の内容を踏まえて決定する。

(1) プロモーションイベントの開催

ア イベント内容の企画

業務の目的を踏まえ、効果的なイベントになるよう、その内容を企画すること。なお、集客力の高い会場の選定が重要な要素であることから、会場の選定理由と同会場
その他イベントの実績等を示しながら提案を行うこと。また日程は、アメリカ西海岸
エリアの7月17日（金）～7月20日（月）のうち2日間で開催すること。

イ 事前調整

企画内容を確実に実施するため、アメリカ合衆国内の事業者を含め、関係者とイベント内容の事前調整を行うこと。

ウ 会場の手配

会場の選定・手配を行うこと。なお、会場借上料は委託料に含めて良いものとする。

エ 会場の設計、装飾及び撤去

集客を促すよう、会場を設計し、装飾等を行うこと。また、イベント終了後速やかに撤去すること。

オ イベントの運営

(ア) イベントを円滑に進行するため、イベント全体を総括する者を1名置くこと。

その者は、開催前も含め、イベントに関わる者たちの連絡調整を行うこと。また、1名を上限に、それを補佐する者を置けるものとする。

(イ) 運営に必要な備品等の手配も行うこと。

(ウ) 現地までの渡航費、滞在するための宿泊費及び備品のリース代は委託料に含めて良いものとする。

カ 派遣者の選定

イベント運営に係る派遣人員は、乙を含めて7名以内とする。なお、その役割、選定基準を明確にし、効果的なものとなるよう調整すること。

キ アンケートの実施

来場者を対象にしたアンケート調査を実施すること。なお、調査後は、その集計を行うこと。

ク 宣伝広告

効果的なイベントにするため、より多くの来場者を得られるよう、事前に宣伝広告を行うこと。なお、その手法は問わないものとする。

(2) 現地関係機関・団体等へのプロモーション等の実施

イベントの開催と合わせ、山形市のプロモーション等が効果的なものとなるよう、関係機関・団体等に対するトップセールスを実施すること。また、プロモーション等をきっかけにした旅行者の増加を目指すため、現地旅行会社との商談も実施すること。なお、商談はイベントの内外いずれの方法でも良いものとする。

(3) 通訳の手配

イベント及びプロモーション等を円滑に進めるため、日本語及び英語に対応できる通訳を手配すること。人数は、それぞれ1名までとする。なお、プロモーションのうちトップセールスに係る通訳については、十分な通訳経験をもち、表敬訪問等の通訳経験を有する者を通訳者とする。

(4) パンフレット等の輸送

イベント及びプロモーション等で使用するパンフレットやノベルティ等については、原則、日本から輸送するものとする。

7 成果物等の作成及び提出

本業務が完了したときは、速やかに以下の成果物を提出すること。

(1) 成果物

事業完了報告書（任意様式）

データ（PDF形式）のほか、紙媒体で正副各1部を提出すること。

(2) 委託業務完了報告書

山形市が指定する様式によること。

(3) 提出期限

令和8年9月30日

8 業務の再委託

再委託を行ってはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。再委託を受託する者は、本業務で課される遵守すべき事項を守らなければならない。遵守事項に違反した場合は、乙が賠償責任を負うものとする。

9 守秘義務

(1) 本業務の履行に関して知り得た事項は第三者に漏らしてはならず、本業務が完了した後も同様とする。

(2) 本業務の履行に関して知り得た事項を役員・従業員等であっても、本業務を履行するために知る必要のある者以外に漏えい又は開示してはならない。

10 知的財産権の帰属等

(1) 本業務の成果物について、乙は、本業務の受託以前に乙が権利を有するものを除き、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条、第22条、第22条の2、第23条、第26条の2、第26条の3、第27条及び第28章に定める権利を含む全ての著作権を甲に無償で譲渡するものとし、甲が独占的に使用するものとする。

(2) 乙は、甲及び第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、乙が本業務の成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、甲と協議すること。

(3) 本業務の実施に必要となる第三者が権利を有する工業所有権及び著作権等については、全て乙の責任において当該工業所有権及び著作権等の使用に必要な費用を負担し、使用承認等に係る一切の手続きを行うこと。なお、この場合、乙は、当該著作権者の仕様許諾条件につき、甲の承認を得ること。

- (4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任と負担において一切の処理をすること。

1 1 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、随時甲と協議するものとする。
- (2) 乙の責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えた場合、乙がその損害を賠償すること。
- (3) 本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、甲と協議すること。